

市民活動総合補償保険 仕様書

1. 保険の概要

春日部市市民活動総合補償制度要綱（以下「要綱」とする。）のとおりとする。

2. 保険契約期間

令和8年5月1日午後4時から令和9年5月1日午後4時まで

3. 保険の内容

要綱により、次の補償を盛り込んだ内容であること

- ・賠償責任補償
- ・傷害補償
- ・疾病補償

4. 保険契約者

春日部市

5. 保険料

市が全額負担する。

6. 保険料の計算基礎

(1) 令和7年12月1日現在の人口 228,798人

(2) 保険料の積算にあたっては、住民数だけで計算するものとし、市民活動団体ごとの活動内容や活動人数、活動回数等は提示しないものとする。

7. 名簿の提出の省略

保険会社へ被補償者名簿の提出は行わないものとする。

また、市が被補償者名簿を事前に備え付けていなくても往復途上の傷害事故を補償すること（要綱第3条第3項を参照）

8. 補償対象

賠償責任補償・傷害補償の対象者は添付要綱のとおり

9. 補償内容

添付要綱のとおり

10. 事故が起きた時の手続き

団体の代表者は事故発生日から30日以内に、本市市民参加推進課を通じて保険会社へ事故報告書を提出する。

11. 保険金請求事務等に関する役割

(1) 保険会社の役割

①事故報告書及び保険金請求書等の書類一式は保険会社が作成したものを使用する。

②示談交渉が必要な場合は、当事者間で円満に事故解決ができるよう保険会社は協力するものとする。

(2) 市の役割

- ①市は、市民団体から提出された事故報告書及び保険金請求書を保険会社へ送付する事務を行う。
- ②補償の対象とすべき活動か否かの判断を行う。

12. 実績報告書の提出

事故受付件数、保険金支払件数及び支払額につき、年2回実績報告を行う。

- ①5月1日～10月31日の実績を11月30日までに提出するものとする。
- ②11月1日～5月1日の実績を5月31日までに提出するものとする。
- ③その他市が必要と認めたときは、実績を提出する。

13. 保険料の確定精算

保険期間満了後の保険料の確定精算は行わないものとする。

14. 法令等を遵守した保険内容であること

国の認可を受けた「賠償責任保険」（施設・生産物・保管者及びコミュニティ活動賠償補償各特約付帯）及び「費用利益保険・同コミュニティ活動補償制度費用保険特約」とで構成されており、要綱に基づき本市が補償対象者に対する補償としての費用を負担することにより被る損害を担保する旨の記載がある保険約款で構成されており、かつ要綱と保険約款との整合性が図られていること。

15. 保険金の直接支払いについて

保険金は、要綱に基づき市の口座に入金することなく市が指定した被補償者の口座に直接振り込むものとする。

16. 協議

市民活動総合補償制度について必要があると認めたときは、両者協議を行うこととする。

17. 支払実績

	賠償責任 事故	傷害 事故	死亡 事故	疾病 事故	保険金支払い総額
平成28年度	0件	7件	2件	0件	10, 335, 000円
平成29年度	0件	8件	0件	0件	456, 000円
平成30年度	0件	4件	0件	0件	118, 000円
令和元年度	0件	5件	0件	1件	749, 000円
令和2年度	0件	0件	0件	0件	0円
令和3年度	0件	2件	0件	0件	26, 000円
令和4年度	1件	2件	0件	0件	99, 000円
令和5年度	0件	7件	0件	0件	419, 000円
令和6年度	0件	9件	0件	0件	352, 000円
令和7年度	0件	1件	0件	0件	6, 000円

※令和7年度は令和7年12月1日現在